

取引所取引契約約款

【電子取引】

－契約約款と証拠金概要－

目次

I、取引所取引契約約款【電子取引】	3
II、証拠金制度の概要	
1、SPANをベースとした新証拠金制度	7
2、当社の証拠金制度	7
3、『HSF-SPAN 証拠金』	8
4、証拠金不足の発生	10

I、取引所取引契約約款 【電子取引】

取引所取引契約約款【電子取引】

(趣旨)

第1条 この約款(以下「本約款」といいます。)は、委託者(以下「お客様」といいます。)が、エイチ・エス・フューチャーズ株式会社(以下「当社」といいます。)に委託して行われる商品先物取引【電子取引】の売買注文において当社との取決めであり、お客様は、「株式会社東京工業品取引所(以下『東工取』。)」 「株式会社東京穀物商品取引所(以下『東穀取』。)」(以下「当該取引所」といいます。)での取引を当社に委託されるにあたって、以下の条項に同意いただくものとします。

(法令等)

第2条 本約款に定めのない事項は、「商品先物取引法」「その他関係法令」及び当該取引所の定める「業務規程」「受託契約準則(以下『準則』といいます。)」に準拠するものとします。

(証拠金制度)

第3条 委託者証拠金は、日本商品清算機構(以下「JCCH」といいます。)の取引証拠金等に関する規則に規定する取引証拠金維持額を下回らない範囲で当社が定めた額とします。
(SPANをベースに当社が定める証拠金)

2 当社が定める委託者証拠金の額は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量にPSR(プライススキャンレンジ)を乗じ、商品毎の必要証拠金額を算出し、商品毎に計算された必要証拠金額の合計を委託者証拠金とする方法(『HSF-SPAN 証拠金』といいます。)を採用しております。

ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額はPSRではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。

また、納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合もあります。

3 デイトレード証拠金コースを選択した場合は、前項に定めるHSF-SPAN証拠金の半額となります。ただし、1計算区域を越えて建玉を保有する事となった場合は、決済されずに持ち越された残玉の全てがHSF-SPAN証拠金と同額に変更されます。当該残玉の決済が完了した翌計算区域から、デイトレード証拠金が適用されます。

(証拠金の預託の時期及び特約)

第4条 お客様が、当社に新たな取引の委託をされるときは、本約款第3条に定めにより算出した、その取引に必要な額を取引の委託をするときに当社に預託していただくものとします。ただし、当社が認めたお客様においては、当該委託に係る取引が成立した日の翌営業日正午までに差し入れ又は預託するものとします。

2 お客様の取引において、前項の証拠金以外に係る「総額の不足額」若しくは「現金不足額」のいずれか大きい額の不足については、その不足が生じた日の翌営業日正午までにその額を当社に預託するものとします。

(値洗益金の払い出し等)

第5条 お客様は当該取引所の準則第11条の3に定める、計算上の利益の払出し、又は証拠金への振り替えは行えないものとします。

(取引時間)

第6条 当社におけるお客様の取引時間は、当該取引所の立会時間と同じとします。但し、デイトレード証拠金コースの場合は、新規及び仕切注文を発注できる時間は、毎営業日午後3時までとなっております。

(受付時間)

第7条 お客様の注文の受付、並びに当社からの情報提供及び連絡等は、原則以下のとおりとします。

- ① 注文の受付時間は、24時間の受付とします。(4:30~5:30の間は利用不可)
※ただし、立会い終了間際の注文については、受付られないことがありますので
ご注意ください。
- ② 問い合わせ時間は、当社営業日の8:30から19:00までとします。
※総合窓口 オンライントレード部/ホームトレード課 TEL:0120-037-469

(注文の有効期限)

第8条 お客様の注文の有効期限は以下のとおりとします。

- ① 電子取引は、最長5営業日とする。ただし、ANDトレーディングシステムを利用する場合はこの限りではない。
- ② デイトレード証拠金コースの場合は、当日(1計算区域)限り有効となります。

(注文の種類及び特殊注文機能)

第9条 当該取引所における取引で、当社がお客様より受付ける注文の種類及び特殊注文機能は、以下の各項のとおりといたします。

2 注文の種類は以下の各号のとおりとします。

- ① 成M(ナリエム) 価格を指定しないで発注する注文です。約定できる数量は即約定し、残枚数は一旦キャンセルされた後、再発注されます。*1件の注文に対し複数の価格で約定することがあります。(当該取引所が提供する注文形態 MO-FaK※繰り返し発注)
- ② 指値 価格を指定して発注し、売注文は指定価格以上で約定、買注文は指定価格以下で約定します。*約定できる数量は約定し残数量は市場に残ります。(当該取引所が提供する注文形態 LO-FaS)
- ③ IOC 価格を指定して発注し、売注文は指定価格以上で約定、買注文は指定価格以下で約定します。*約定できる数量のみ約定し、残数量はキャンセルされます。(当該取引所が提供する注文形態 LO-FaK)
- ④ ST 指定した条件を満たした場合に、成Mとなります。約定できる数量が約定した後、一旦キャンセルされ再発注されます。*1件の注文に対し複数の価格で約定することがあります。(当該取引所が提供する注文形態 SO-MO-FaK※繰り返し発注)
- ⑤ STL 指定した条件を満たした場合に指値となります。*約定できる数量は約定し残数量は市場に残ります。(当該取引所が提供する注文形態 SO-LO-FaS)

3 特殊注文機能は以下のとおりです。

- ① IFD(新規・仕切「IF done」)※新規注文時にあらかじめ決済注文も同時に発注する注文機能。

IFD注文とは、新規注文とその新規注文が成立した場合に有効となる仕切注文を同時に発注する注文方法です。仕切注文の指値は新規注文の約定値からの値幅又は直接の指値指定が可能となります。執行条件及び発注枚数等の条件は下図を参照下さい。

項目	新規注文	仕切注文
執行条件	本条第2項各号に定める注文の種類全て	本条第2項に定める注文の種類のうち、S T・指値の2種類(※)
発注枚数	通常注文に準じる	新規発注数量と同数(※)
指値値段指定	値段指定	値段指定 新規注文の約定値段からの値段幅指定
有効期間	本約款第8条に準じる	本約款第8条に準じる

※ I F Dは、新規注文時に発注された数量の一部が(有効期限内に)約定されない場合や、数量の全てが約定された場合であっても、その約定値段が同一でないとき、又は約定値段が同一であっても、約定時間(秒単位)が同一でないときは、仕切注文は無効となるため、注意が必要です。

(取引の計算区域)

第10条 お客様の1日の売買取引の計算区域は、前営業日の夜間取引から当日の日中取引までとし、証拠金不足額の計算は、日中取引終了後の最終約定値段等により算出されるものとします。

(納会月の対応)

第11条 当社の電子取引を利用するお客様は、準則第16条第1項に定める受渡しによる決済は行わないものとします。当社の当該取引所における納会月の対応は以下のとおりとします。

- ①当社は、お客様より委託を受けた当該取引所にかかわる取引(現金決済先物取引も含む。)で当月限に係るものについて、次号に定める東穀取銘柄の一部を除き、当月限納会日の属する月の15日(休業日である場合は順次繰り上げる。以下「指示日」といいます。)を指示日とし、お客様から差金決済についての指示を受けるものとします。
- ②前号に定める東穀取銘柄は、とうもろこし、一般大豆、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆及び米穀とし、当月限納会日の属する月の1日(休業日である場合は順次繰り上げる。)を指示日とします。
- ③前各号に定める指示日の午後4時まで、お客様からその指示がないときは、当該日時以降の売買立会において、当該取引をお客様の計算において、当社が任意に転売又は買戻しにより処分するものとします。なお、指示日の午後4時以降の売買立会において行われた当月限に係る新たな取引については当該取引をお客様の計算において、当社が任意に転売又は買戻しにより処分するものとします。

(入金受付)

第12条 当社は、お客様の入金について、以下の各号にあげるものを当日の入金として取扱い、それ以降の入金は翌営業日の扱いとさせていただきます。

- ①銀行送金による入金は、15:30までに当社が確認できたもの。

(反社会的勢力の排除)

第13条 当社は、お客様〔又はお客様が定めた代理人及び取引執行者等〕(以下、お客様という。)が次のいずれかの項に反する場合に、何らの催告を要せず、本契約を解除することができることとします。また、これにより損害が生じた場合は、お客様が賠償するものとします。

2 お客様は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団

- ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ その他前各号に準ずるもの
- 3 お客様は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。
- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 4 お客様は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

（免責事項）

- 第14条 以下に該当する場合は、お客様が当社に対して責任を問えないものとします。
- ① 準則に従った建玉の処分、または本約款に定める当社が任意に実行した建玉処分をした場合で、本約款第7条に定める当社受付時間外で、成立可能であったにも拘わらず、翌日以降の当社受付時間内で成立した場合。

（制定及び改正）

- 第15条 当社は、法令、諸規則及び取引所の諸規則の変更、監督官庁の指示等、本約款の変更の必要が生じた場合には、予告なく改訂することができるものとします。
- 2 当社が本契約を変更した際には、すみやかにその内容をお客様に通知するものといたします。

附則

- 平成23年4月8日 実施
- 平成23年4月8日 一部を変更し、実施する
- 平成23年10月1日 第9条変更、第13条を追加、第13条から第14条を1条繰下げ
- 平成24年1月19日 第3条第3項を追加、第6条を変更、第8条②を追加し、実施する。

エイチ・エス・フューチャーズ株式会社

II、証拠金制度の概要

1、SPAN をベースとした新証拠金制度

SPANとは、『The Standard Portfolio Analysis of Risk』の略で、米国のCMEが開発したリスク対応の証拠金計算を行うためのシステムのことです。

日本の商品先物市場では、これまでの独自の証拠金制度で行われてきましたが、内外の証拠金制度との整合性を図り且つ投資家の方々にとって簡明性と利便性を向上させるために、この度、清算機関である(株)日本商品清算機構（以下「JCCH」といいます。）が制度変更することとなりました。なお、本制度の導入は主務省の政策に沿ったものです。

2、当社の証拠金制度

お客様が当社にて行う商品先物取引に係る必要な証拠金を『委託者証拠金』といいます。この証拠金の額は、JCCH が規定する取引証拠金維持額を下回らない範囲で当社が定めた額とします。当社は、お客様が建玉全体を維持するための委託者証拠金は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量にPSR（プライススキャンレンジ）を乗じ、商品毎の必要証拠金額を算出し、商品毎に計算された必要証拠金額の合計を委託者証拠金とする方法（『HSF-SPAN 証拠金』）を採用しております。

ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額はPSRではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。

また、納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合もあります。

なお、デイトレード証拠金コースを選択された場合は、上記HSF-SPAN 証拠金の半額が委託者証拠金となります。

詳細を、当社ホームページにも掲載しておりますので、ご覧下さい。

3、『HSF-SPAN 証拠金』

■ HSF-SPAN 証拠金制度での各種項目説明

委託者証拠金	<p>建玉全体を維持するために必要な証拠金は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量に PSR（プライススキャンレンジ）を乗じ、商品毎の必要証拠金額を算出し、商品毎に計算された必要証拠金額の合計を委託者証拠金とする方法（『HSF-SPAN 証拠金』といいます。）を採用しております。</p> <p>ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額は PSR ではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。</p> <p>また、納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合もあります。</p> <p>なお、デイトレード証拠金コースを選択された場合は、上記 HSF-SPAN 証拠金の半額が委託者証拠金となります。</p>
預り証拠金	お預かりしている「現金」や「充用有価証券等」及び「充用外貨」の合計金額です。
値洗損益金通算額	<p>値洗いが利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損といい、全ての建玉を合算した値洗いのことです。</p> <p>※値洗益金を使用し新たな建玉を行うことが出来ませんが、値洗益金の出金は出来ません。</p>
現金授受予定額	<p>値洗損益金通算額と取引の結果である「売買差損益金額」を加減した金額のことです。</p> <p>現金授受予定額＝値洗損益金通算額±売買差損益金</p> <p>※現金授受予定額がマイナスの場合の金額を「現金支払予定額」と言います。</p>
受入証拠金の総額	<p>預り証拠金に、値洗損益金通算額及び売買差損益金を加減した金額のことです。</p> <p>受入証拠金の総額＝預り証拠金±値洗損益金通算額±売買差損益金</p>
総額の不足額	<p>受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を総額の不足額と言います。</p> <p>総額の不足額＝受入証拠金の総額＜委託者証拠金</p>
現金不足額	<p>預り証拠金の「現金」が現金授受予定額を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を現金不足額と言います。</p> <p>現金不足額＝預り証拠金の現金＜現金授受予定額（マイナスの場合のみ）</p>
不足請求額	証拠金の不足額は「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。
預り証拠金余剰額	<p>建玉を維持するために使用していない証拠金のことです。</p> <p>預り証拠金余剰額 = 受入証拠金の総額 - 委託者証拠金</p>

■ 委託者証拠金の算出例

(例1)

東京工業品銘柄金の PSR が 138,000 円の場合で、5 枚の買建玉を行う場合。

【計算】

138,000 円 (PSR) × 5 枚 (保有建玉) = 690,000 円 (委託者証拠金) が必要となります。

(例2)

東京工業品銘柄金の PSR が 138,000 円の場合で、3 枚の売建玉、5 枚の買建玉を行う場合。

【計算】

138,000 円 (PSR) × 5 枚 (枚数の多い方の建玉) = 690,000 円 (委託者証拠金) が必要となります。

■ 委託者証拠金の計算例

(例1: 東京金 売建玉=50枚、買建玉60枚、PSR=138,000円の場合)

東京金 10月限
売 50枚

東京金 12月限
買 60枚

⇒ 建玉枚数の多い買建玉の採用

$$\frac{138,000\text{円}}{\text{(PSR)}} \times 60\text{枚} = 8,280,000\text{円}$$

(PSR) (枚数) (必要委託者証拠金)

この場合、売建玉に対して買建玉の枚数の方が多いため、PSRに買建玉の枚数を乗じます。
必要となる委託者証拠金の額は8,280,000円です。

(例2: 東京金 売建玉=50枚、買建玉=50枚、PSR=138,000円 東京白金 売建玉=50枚、買建玉=70枚、PSR=78,000円の場合)

東京金

東京金 10月限
売 50枚

東京金 12月限
買 50枚

東京白金

東京白金 10月限
売 50枚

東京白金 12月限
買 70枚

両建の場合でも、PSRに50枚分の証拠金が必要。
 $138,000\text{円} \times 50\text{枚} = 6,900,000\text{円}$
(PSR) (枚数) (必要委託者証拠金)

⇒ 商品毎に算出した委託者証拠金の合計額
6,900,000円 + 5,460,000円 = 12,360,000円

買建玉の方が多いため、PSRに買建玉の枚数を乗じます。
 $78,000\text{円} \times 70\text{枚} = 5,460,000\text{円}$
(PSR) (枚数) (必要委託者証拠金)

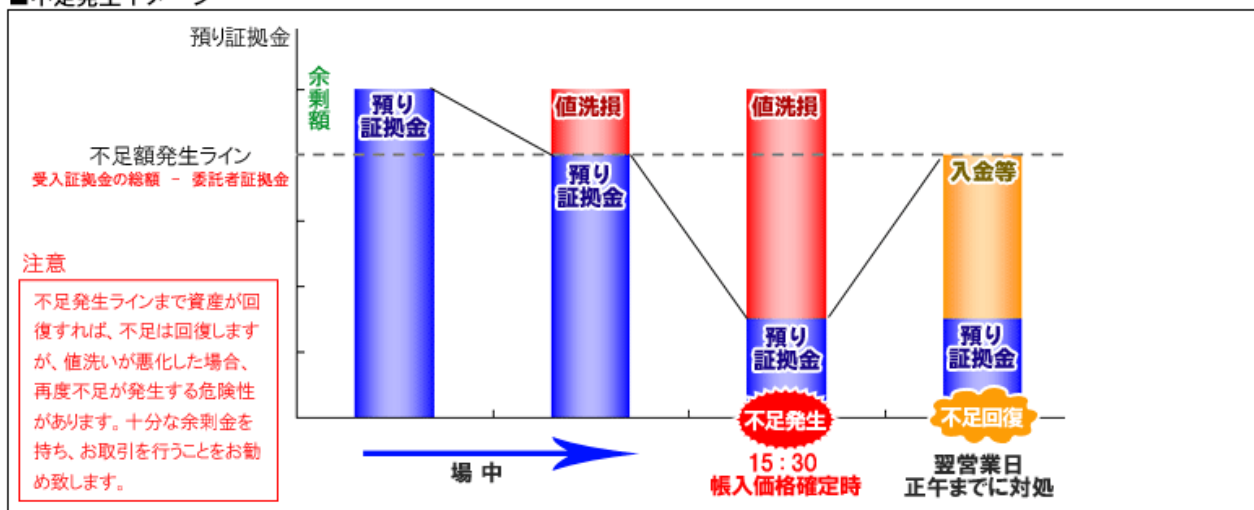
この場合、東京金を保有するための委託者証拠金 6,900,000円と東京白金を保有するための委託者証拠金 5,460,000円の合計額 12,360,000円が取引に必要な委託者証拠金の額となります。

4、証拠金不足の発生

- ・ 『総額の不足額』の発生
 - 総額の不足額 = 受入証拠金の総額 - 委託者証拠金
 - ※ マイナスになった場合に発生し、マイナス分が不足請求額になります。
- ・ 『現金不足額』の発生
 - 現金不足額 = 預り証拠金（現金） - 現金授受予定額（マイナスの場合のみ）
 - ※ マイナスになった場合に発生し、マイナス分が不足請求額になります。

☆ 『総額の不足額』、『現金不足額』の両方が発生した場合、金額の大きい方が不足請求額になります。

■不足発生イメージ



証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができますが、「現金不足額」については、**必ず現金で預託していただく必要があります**。なお、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

新証拠金制度では、「値洗い」が不足計算基準となり、受入証拠金の総額全てを建玉に使うと、すぐに証拠金が不足することがあることを最初に理解し、無理のない取引、ポジション管理を行いましょう。

■ 『総額の不足』が発生するケース

1. 現金 1,000,000 円を預託している状態で、PSR=100,000 円の銘柄を建玉した場合

[当日情報]					
受入証拠金の総額	1,000,000円	取引必要金額	100,000円	不足請求額	0円
現金	1,000,000円	委託者証拠金	100,000円	総額の不足額	0円
充用有価証券等	0円	売買差損益金	0円	現金不足額	0円
充用外貨	0円	値洗損益金通算額	0円	預り証拠金余剰額	900,000円
預り証拠金	1,000,000円	現金授受予定額	0円	仮不足額	0円
投資可能資金額	1,000,000円	取引利用可能額残高	900,000円	発注可能額	900,000円

2. 現金 1,000,000 円を預託している状態で、保有残玉に値洗損-100,000 円が発生した場合

[当日情報]					
受入証拠金の総額	900,000円	取引必要金額	200,000円	不足請求額	0円
現金	1,000,000円	委託者証拠金	100,000円	総額の不足額	0円
充用有価証券等	0円	売買差損益金	0円	現金不足額	0円
充用外貨	0円	値洗損益金通算額	-100,000円	預り証拠金余剰額	800,000円
預り証拠金	1,000,000円	現金授受予定額	-100,000円	仮不足額	0円
投資可能資金額	1,000,000円	取引利用可能額残高	800,000円	発注可能額	800,000円

値洗マイナスが発生したことで、『現金授受予定額（現金支払予定額）』が発生。

『受入証拠金の総額』は、『預り証拠金』から『現金授受予定額』が差し引かれます。

取引を維持するために必要な『取引必要金額』は、『委託者証拠金』に『値洗損益金通算額（マイナスの場合）』の絶対値を加算します。

3. 2.の状態から追加で5枚建玉した後、保有残玉に値洗損-600,000 円が発生した場合。

[当日情報]					
受入証拠金の総額	400,000円	取引必要金額	1200,000円	不足請求額	0円
現金	1,000,000円	委託者証拠金	600,000円	総額の不足額	-200,000円
充用有価証券等	0円	売買差損益金	0円	現金不足額	0円
充用外貨	0円	値洗損益金通算額	-600,000円	預り証拠金余剰額	0円
預り証拠金	1,000,000円	現金授受予定額	-600,000円	仮不足額	-200,000円
投資可能資金額	1,000,000円	取引利用可能額残高	-200,000円	発注可能額	0円

『受入証拠金の総額』－『委託者証拠金』の額が-200,000 円となったため、『総額の不足額』が発生となります。

翌営業日の正午までに不足額の対処を行う必要があります。

■ 『現金不足額』が発生するケース

1. 充用有価証券等 1,000,000 円を預託している状態で、PSR=100,000 円の銘柄を建玉した場合。

[当日情報]					
受入証拠金の総額	1,000,000円	取引必要金額	100,000円	不足請求額	0円
現金	0円	委託者証拠金	100,000円	総額の不足額	0円
充用有価証券等	1,000,000円	売買差損益金	0円	現金不足額	0円
充用外貨	0円	値洗損益金通算額	0円	預り証拠金余剰額	900,000円
預り証拠金	1,000,000円	現金授受予定額	0円	仮不足額	0円
投資可能資金額	1,000,000円	取引利用可能額残高	900,000円	発注可能額	900,000円

2. 充用有価証券等 1,000,000 円を預託している状態で、保有残玉に値洗損-100,000 円が発生した場合。

[当日情報]					
受入証拠金の総額	900,000円	取引必要金額	200,000円	不足請求額	0円
現金	0円	委託者証拠金	100,000円	総額の不足額	0円
充用有価証券等	1,000,000円	売買差損益金	0円	現金不足額	-100,000円
充用外貨	0円	値洗損益金通算額	-100,000円	預り証拠金余剰額	800,000円
預り証拠金	1,000,000円	現金授受予定額	-100,000円	仮不足額	-100,000円
投資可能資金額	1,000,000円	取引利用可能額残高	800,000円	発注可能額	0円

『現金』－『現金授受予定額』が-100,000 円となったため、『現金不足額』が発生となります。

『現金不足額』が発生している場合、新たな建玉が出来ないため、発注可能額は 0 円となります。

翌営業日の正午までに不足額の対処を行う必要があります。

※新証拠金制度では、値洗損金に相当する額は『現金』で差入れることが原則となっているため、充用有価証券等の資産が値洗損金以上の場合でも、現金で預託して頂く必要があります。